

## 相楽中部消防組合公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年9月17日

相楽中部消防組合 管理者 谷口 雄一

### 記

#### 1 入札に付する事項

- (1) 物品名 消防本部（署）新庁舎建築備品（事務関係）整備事業
- (2) 整理番号 6－相楽－13
- (3) 納入場所 京都府木津川市城山台九丁目地内  
相楽中部消防組合新庁舎
- (4) 納入期限 令和8年3月31日（予定）

なお、本公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、相楽中部消防組合議会の議決を要し、当該議決を得たときに本契約として成立するものである。

#### 2 調達内容

- (1) 調達物品等の概要  
別紙「仕様書」のとおり
- (2) 調達物品の仕様等  
別紙「仕様書」のとおり

3 予定価格 83,983,000円（税抜き）

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2

相楽中部消防組合消防本部 総務課

電話番号 (0774) 75-1380

ファクシミリ番号 (0774) 73-8199

e-mailアドレス soumu@sourakuchubu119-kyoto.jp

(2) 入札説明書等の配布期間等

ア 配布期間 令和6年9月17日(火)午前9時から

令和6年10月1日(火)午後5時まで

イ 入手方法

(ア) 相楽中部消防組合消防本部ホームページのトップページ「公表・公告」からダウンロードすること。

(イ) 窓口配布を希望する場合は、事前に連絡の上、(1)の場所で受領すること。

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

(3) 相楽中部消防組合を組織する木津川市、笠置町、和束町及び南山城村(以下「構成市町村」という。)で定める暴力団排除条例の定義で規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと。

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、当消防組合、構成市町村又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置(以下「指名停止措置」という。)がなされていないこと。

(5) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

(6) 当消防組合又は構成市町村の物品及び役務の供給等に係る競争入札参加

資格を有する者で、以下のア及びイに該当する者であること。

ア 構成市町村内に主たる営業所を置く者であること。

イ 物品の分類のうち、家具・什器類を希望している者であること。

(7) 本公告に示した調達物品の仕様等を満たす物品の製造及び納入を誠実に履行することを確約できる者であること。

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している

場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 6 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、本公告において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 提出期限

令和6年10月8日(火)午後5時まで(必着)

### (2) 提出方法

確認申請書及び資格確認資料は、下記の場所に郵送すること。(持参不可)  
ただし、(1)の期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

郵送先 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2

相楽中部消防組合消防本部 総務課

### (3) 資格確認資料の内容

資格確認資料として、5の(7)に係る応札物品承認申請書(様式2)及び確約書(様式3)を作成し、提出すること。

なお、応札物品承認申請書(様式2)の詳細については次の(4)によるものとする。

### (4) 応札物品承認申請書の作成

本公告により入札に参加を希望する場合は、2の(2)の仕様書に適合するものとして作成した応札物品承認申請書を、確認申請書とともに提出し、応札に係る物品が仕様等を満たすことが認められなければならない。

### (5) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

## 7 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

(2) 応札物品承認申請書(様式2)及び別紙明細

(3) 確約書(様式3)

## 8 スケジュール

手続 等	期間・期日・期限 等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和6年9月17日（火）午前9時から 令和6年10月1日（火）午後5時まで
申請書等に関する質問の受付及び回答	令和6年10月2日（水）正午まで 回答：資格確認申請及び資格確認資料 ⇒随時 仕様書 ⇒令和6年10月8日（火）午後5時 方法：相楽中部消防組合消防本部ホームページに掲載する。
入札参加資格確認申請書等の提出期限	令和6年10月8日（火）午後5時まで（必着） ※郵送のみとし、持参は不可
入札参加資格確認通知書発行予定日	令和6年10月16日（水）
入札書提出期限	令和6年10月30日（水）午後5時（必着） ※郵送のみとし、持参は不可
開札日時	令和6年10月31日（木）午前10時から

## 9 入札の手続等

### (1) 入札書の提出期限・開札の日時等

- ア 提出期限 令和6年10月30日（水）午後5時（必着）
- イ 郵送先 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2  
相楽中部消防組合消防本部 総務課
- ウ 開札日時 令和6年10月31日（木）午前10時から
- エ 開札場所 相楽中部消防組合消防本部3階 講堂
- オ その他 開札の立会い者は、別途通知する。

### (2) 入札の方法

入札書は、郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。（持参は不可）

なお、提出の方法は、入札説明書において指定する。

（３）入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（１円未満の端数は、切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（４）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア ５に掲げる資格のない者の行った入札

イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行った入札

オ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

（５）落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

当該入札者が開札立会者として入札場にいる場合はその者がくじを引き、開札立会者でない場合は当該入札事務に関係の無い職員が代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

（６）契約書作成の要否

要する。

1 0 入札保証金

免除する。

1 1 契約保証金

免除する。

1 2 契約手続

(1) 落札者は、落札決定通知書で指定した日までに、本公告に添付した仮契約書を作成すること。

(2) 落札者は、仮契約にあたり、入札書記載金額に対応した物品内訳書を作成し、物品購入仮契約書に添付すること。

内訳書には、当消防組合から承認を受け積算を行った物品について、納入する物品を限定し、当該物品のメーカー、品番のほか、数量、金額等を記載すること。

(3) 本公告に係る契約の締結については、仮契約締結後、相楽中部消防組合議会の議決を要するものである。

### 1.3 その他

(1) 1から12までに定めるもののほか、相楽中部消防組合契約事務規則の定めるところによるものとし、入札心得を遵守すること。

(2) 相楽中部消防組合工事等競争入札心得附則第2項の規定により、本入札時においては内訳書の提出は求めないものとする。

なお、入札書提出時に応札物品承認申請書の写しは提出不要とするが、必ず承認された物品で応札すること。

(3) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、入札に参加を希望する者が1人の場合、又は災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

(4) 本入札において、5の(8)に規定する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。

ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(5) 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした場合は、当消防組合の指名停止措置を行うことがある。

(6) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 開札後、契約を締結するまでに落札者が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(8) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。また、指名停止措置を行うことがある。

(9) 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。

(10) 詳細は、入札説明書による。